The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	春秋經傳集解譯稿（三）：桓公元年～六年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 1997, 20, p. 70-118
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61152
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿（三）

――桓公元年～六年

岩本憲司
（跡見学園女子大学）

〔桓公元年〕

經元年春王正月公卽位

注嗣子の位は（父が）死んだその時點で定まるのに、改元するには必ず年を踰えるまで待つのは、（子は）父の業を繼續し、父の志を成就し、年度の途中で變更するに忍びない、からである。諸侯は毎年、年のはじめ〔正月〕に必ず廟で禮を擧行し、諸諸の（前年に）父が死んで位を繼ぐ者は、これに因んで、改元して位を正し、百官を順序づける。だから、國史も卽位の事を典策に書くのである。（今ここで）桓公は、簒立したけれども、平常の禮を用い、自分を父が死んで位を繼ぐ者と同じにしようとしたのである。（これらのことについては）『釋例』で詳しく論じている。

經三月公會鄭伯于垂　鄭伯以璧假許田

經夏四月丁未公及鄭伯盟于越

注公は、簒立したため、鄭とよしみを通じようとし、鄭の方も、渡りに船と、迎えに出、垂で（會）禮を成して、二田の交換（手續き）を完了し、その後で（越で）盟を結んだのである。「垂」は、（別名）犬丘で、衞地である。「越」は、垂に近い土地の名である。鄭は（許の田で）周公を祀ることを請い、魯はそれを聽き入れて（かわりに）祊の田を受け、鄭に泰山の祀りをやめさせてしまったのであり、

非禮であることが明白だから、「璧で假りた」という表現をとっているのである。（これは）當時（の史官）がいみかくしたものである。

㈜注の「垂　犬丘」については、隱公八年の傳文「故遇于犬丘」の注に「犬丘　垂也　地有兩名」とあるのを參照。

注の「鄭求祀周公云云」については、隱公八年の傳文に「鄭伯請釋泰山之祀而祀周公　以泰山之祊易許田　三月鄭伯使宛來歸祊　不祀泰山也」とあるのを參照。また、下の傳文に「鄭人請復祀周公　卒易祊田　公許之」とあるのを參照。

注の「知其非禮云云」については、穀梁傳文に「非假而曰假　諱易地也　禮　天子在上諸侯不得以地相與也」とあるのを參照。

經 秋大水

㊟災害を書いたのである。傳例に「凡そ、平原に水が出るのを『大水』という」〔下の傳文〕とある。

㈜莊公二十九年の傳文に「凡物　不爲災　不書」とあるのを參照。

經 冬十月

傳 元年春公卽位　修好于鄭　鄭人請復祀周公卒易祊田

㊟事は隱公八年にある。

傳 公許之　三月鄭伯以璧假許田　爲周公祊故也

㊟魯は、鄭が周公を祀ることを聽き入れてはならず、また、かわりに祊の田を受け取ってはならないのに、この二つの「してはならない」を無視して行動したから、その事實をいみかくして、「祊」を言わず、「璧で假りた」と稱し、"璧を進呈して田を（しばらく）假りたのであって、永久に交換したわけではない"かのように言いなしたのである。

㈜公羊傳文「易之　則其言假之何　爲恭也」の何注に「爲恭孫之辭　使若暫假借之辭」とあるのを參照。

傳夏四月丁未公及鄭伯盟于越　結祊成也

㊟二田の交換の事を固めたのである。傳は、經が「祊」を書いていないから、（特に）「祊」だけを示したのである。

㊟襄公二十五年の傳文「成而不結」の注に「不結固也」とあるのを參照。

傳盟曰　渝盟無享國

㊟「渝」は、變である〔『爾雅』釋言〕。

傳秋大水　凡平原出水爲大水

㊟廣くて平らなところを「原」という〔『爾雅』釋地〕。

傳冬鄭伯拜盟

㊟鄭伯がもし自分で來たのだとすると、經に書かれていない（から、おかしい）。もし使者を派遣したのだとすると、「鄭人」と言うべきであって、「鄭伯」と稱することは出來ない。多分、誤りであろう。

傳宋華父督見孔父之妻于路

㊟「華父督」は、宋の戴公の孫である。「孔父嘉」は、孔子六世の祖である。

㊟『史記』宋世家の〈集解〉に「服虔曰　戴公之孫」とあるのを參照。

傳目逆而送之　曰　美而豔

㊟顏が美しいのを「豔」という。

㊟『詩』小雅〈十月之交〉の毛傳に「美色曰豔」とあるのを參照。

なお、『史記』宋世家の〈集解〉に「服虔曰　目者　極視精不轉也」とある。

〔桓公二年〕

經二年春王正月戊申宋督弑其君與夷及其大夫孔父

㊟「督」を稱して弑しているのは、罪が督にあったからである。「孔父」と、名を稱しているのは、（孔父は）内では、その閨門を治めることが出來ず、外では、民に怨まれ、自分は死

に、禍害がその君にまで及んだ、からである。

(附)注の前半については、宣公四年の傳文に「凡弑君　稱君　君無道也　稱臣　臣之罪也」とあるのを參照。

注の後半については、文公七年の傳文に「書曰　宋人殺其大夫　不稱名　衆也　且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名　殺者衆　故名不可知　死者無罪　則例不稱名」とあるのを參照。また、疏に引く『釋例』に「經書宋督弑其君與夷及其大夫孔父　仲尼丘明唯以先後見義　無善孔父之文　孔父爲國政　則取怨於民　治其家　則無閨闈之教　身先見殺　禍遂及君　既無所善　仇牧不警而遇賊　又死無忠事　晉之荀息期欲復言　本無大節　先儒皆隨加善例　又爲不安　經書臣蒙君弑者有三　直是弑死相及　卽實爲文　仲尼以督爲有無君之心　改書一事而已　無他例也」とあるのを參照。なお、疏に「內不能治其閨門　使妻行於路　令華督見之　外取怨於民　使君數攻戰　而國人恨之」とあり、また、「婦人之出　禮必擁蔽其面　孔父妻行　令人見其色美　是不能治其閨門　又殤公之好攻戰　孔父須伏死而爭　乃從君之非　是取怨於百姓」とある〔なお、上の傳文に「宋華父督見孔父之妻于路　目逆而送之　曰　美而豔」とあり、下の傳文に「宋殤公立　十年十一戰　民不堪命　孔父嘉爲司馬　督爲大宰　故因民之不堪命　先宣言曰　司馬則然」とあるのを參照〕。

經 滕子來朝

(注)傳はない。隱公十一年では「侯」と稱しているのに、今ここで「子」と稱しているのは、おそらく、當時の王に黜けられたのであろう。

(附)隱公十一年に「春滕侯薛侯來朝」とある。

經 三月公會齊侯陳侯鄭伯于稷以成宋亂

(注)「成」は、平である。宋に君を弑するという亂がおこったから、會をなして、これを平定しようとしたのである。「稷」は、宋地である。

(附)『爾雅』釋詁に「平　成也」とあり、また、

宣公四年の穀梁傳文に「平者　成也」とあるのを參照。

經夏四月取郜大鼎于宋　戊申納于大廟

注宋が鼎を（賄賂として）公に贈ったのである。「大廟」は、周公の廟である。始めは宋の亂を平定しようとしたが、終いには賄賂を受けとってしまった〔亂を容認してしまった〕から、始終をつぶさに書いているのである。「戊申」は、五月十日である。

附注の「大廟　周公廟也」については、文公十三年の公羊傳文に「周公稱大廟」とあるのを參照。

注の「始欲平宋之亂」については、異説として、疏に「鄭衆服虔皆以成宋亂爲成就宋亂」とある。なお、公羊傳文に「遂亂受賂納于大廟　非禮也」とあるのを參照。

注の「戊申　五月十日」については、疏に「長厤此年四月庚午朔（中略）五月己亥朔」とあるのを參照。

經秋七月杞侯來朝

注（桓）公が卽位したから、來朝したのである。

經蔡侯鄭伯會于鄧

注潁川の召陵縣の西南部に鄧城がある。

附昭公十三年の傳文「乃奉蔡公　召二子而盟于鄧」の注に、同文がみえる。なお、疏に「賈服以鄧爲國（中略）釋例以此潁川鄧城爲蔡地」とあるのを參照。

經九月入杞

注將軍を稱していないのは、微者だったからである。その土地を占有しなかった場合は、「入」と言う〔襄公十三年傳文〕。

附襄公十三年の注に「謂勝其國邑　不有其地」とあるのを參照。

經公及戎盟于唐　冬公至自唐

注傳例に「廟に報告したからである」〔下の傳文〕

とある。一國を相手に會したから、地からもどったとしているのである。一般に、公が外出してもどり、もどったことを書いていないのは、いづれもみな、廟に報告しなかった場合である。（特に）隱公について、もどったことを書いていないのは、（隱公は）謙讓して、自分を正君と同じにして勳勞を簡策に書く〔つまり、廟に報告する〕、ということをしなかった、からである。

㈿注の「特相會　故致地也」については、下の傳文に「特相會　往來稱地　讓事也」とあり、注に「特相會　公與一國會也　會必有主　二人獨會　則莫肯爲主　兩讓　會事不成　故但書地」とあるのを參照。

注の「凡公行還云云」については、疏に引く『釋例』に「凡盟有一百五　公行一百七十六　書至者八十二　其不書至者九十四　皆不告廟也　隱公之不告　謙也　餘公之不告　慢於禮也」とあるのを參照。なお、注の「書勞策勳」については、下の傳文に「反行　飲至舍爵策勳焉　禮也」とあり、注に「書勳勞於策」とあるのを參照。また、襄公十三年の傳文に「春公至自晉　孟獻子書勞于廟　禮也」とあり、注に「書勳勞於策也」とあるのを參照。

傳　二年春宋督攻孔氏　殺孔父而取其妻　公怒督懼　遂弑殤公　君子以督爲有無君之心而後動於惡

㊟君がいるにもかかわらず、いないかのように振舞ったのである。

傳　故先書弑其君　會于稷以成宋亂　爲賂故　立華氏也

㊟經が「宋の亂を平定した」と稱しているのは、おそらく、魯の君が、賄賂を受けとって華氏をひき立て、（財貨を）むさぼり（賊を）ほしいままにさせること甚しかったため、それをそのまま指し示すことをいみきらったから、遠く、始めに齊・陳・鄭と會をなした時の本來の目的を言ったのであろう。傳が「賄賂のために華氏をひき立てた」と言っているのは、

經が、本來の目的のままに、「宋の亂を平定した」と書いているのは、公のために諱んでであり、諱んだのは、賄賂を受けとって華氏をひき立てたことである、ということを明らかにしたのである。（これは、ちょうど）「璧で許の田を假りた」〔元年經文〕とあるのが、（實は）周公と祊のためであった〔同傳文〕、のと同じであり、所謂〝婉曲な表現で文章を構成している〟ということである。督が、死んでいないのに、族〔「華」氏〕を賜わっていたのは、督の無法である。

附注の「婉而成章」については、成公十四年の傳文に「婉而成章」とあり、注に「婉　曲也　謂曲屈其辭　有所辟諱　以示大順　而成篇章」とあるのを參照。また、序に「三曰　婉而成章　曲從義訓　以示大順　諸所諱辟　璧假許田之類　是也」とあるのを參照。

注の「督未死而賜族　督之妄也」については、隱公八年の疏に「死後賜族　乃是正法　春秋之世　亦有非禮生賜族者　華督是也　釋例曰　舊説以爲　大夫有功德者　則生賜族　非也」とあるのを參照。また、哀公二十五年の傳文に「彼好專利而妄」とあり、注に「妄　不法」とあるのを參照。

なお、傳文の「君子」については、疏に「諸傳言君子者　或當時賢者　或指斥仲尼　或語出丘明之意而託諸賢者」とある。

傳宋殤公立　十年十一戰

注殤公は、隱公四年に立ち、「十一戰」は、いづれもみな、隱公の世にある。

附疏に「服虔云　與夷隱四年卽位　一戰　伐鄭圍其東門　再戰　取其禾　皆在隱四年　三戰　取邾田　四戰　邾鄭入其郛　五戰　伐鄭圍長葛　皆在隱五年　六戰　鄭伯以王命伐宋　在隱九年　七戰　公敗宋師于菅　八戰　宋衞入鄭　九戰　宋人蔡人衞人伐戴　十戰　戊寅　鄭伯入宋　皆在隱十年　十一戰　鄭伯以虢師大敗宋師　在隱十一年」とあるのを參照。また、『史記』宋世家の〈集解〉に「賈逵曰　一戰　伐鄭圍其東門　二戰　取其禾　三戰　取

邾田　四戰　邾鄭伐宋入其郛　五戰　伐鄭圍長葛　六戰　鄭以王命伐宋　七戰　魯敗宋師于菅　八戰　宋衛入鄭　九戰　伐戴　十戰　鄭入宋　十一戰　鄭伯以虢師大敗宋」とあるのを參照。

傳民不堪命　孔父嘉爲司馬　督爲大宰　故因民之不堪命　先宣言曰　司馬則然

㊟公がしばしば戰ったのは、司馬がそうさせたからである、ということである。「嘉」は、孔父の字である。

傳已殺孔父而弑殤公　召莊公于鄭而立之　以親鄭

㊟「莊公」とは、公子馮のことである。隱公三年に（國を）出て鄭にいた。馮が宋に入ったことを（經に）書いていないのは、赴告してこなかったからである。

㊟隱公三年の傳文に「使公子馮出居於鄭」とある。

傳以郜大鼎賂公

㊟郜國が造った器であるから、名を「郜」に繫げているのである。濟陰の成武縣の東南部に（北）郜城がある。

㊟穀梁傳文に「郜鼎者　郜之所爲也」とあるのを參照。

注の「城武縣」の「城」は、疏に從って、「成」に改める。なお、隱公十年「辛未取郜」の注を參照。

傳齊陳鄭皆有賂　故遂相宋公　夏四月取郜大鼎于宋　戊申納于大廟　非禮也　臧哀伯諫曰

㊟「臧哀伯」は、魯の大夫で、僖伯の子である。

㊟隱公五年の傳文に「臧僖伯諫曰云云」とあるのを參照。

傳君人者　將昭德塞違　以臨照百官　猶懼或失之　故昭令德以示子孫　是以清廟茅屋

㊟茅〔かや〕で屋根を葺くのは、儉約を著わすためである。「清廟」とは、おごそかでしづかなものの名稱である。

㊟注の前半については、下の傳文に「昭其儉也」とあり、注に「此四者　皆示儉」とあるのを參照。

注の後半については、『詩』周頌〈清廟〉の序疏に「賈逵左傳注云　肅然清靜　謂之清廟」とあるのを参照。なお、注の「清淨」の「淨」は、校勘記に従って、「靜」に改める〔なお、「清靜」は、しづかという意味の連文とみる〕。

傳大路越席

㊟「大路」は、玉路で、天を祀るための車である。「越席」は、草を結んだもの〔草蓆（むしろ）〕である。

㊟『史記』禮書の〈集解〉に「服虔曰　大路祀天車也　越席　結括草以爲席也」とあるのを参照。なお、疏に「服虔云　大路　木路」とあって、この點では、杜預と異なる。

傳大羹不致

㊟「大羹」は、肉汁である。五味を入れない〔味つけしない〕のである。

㊟『周禮』亨人の注に「大羹　肉湆　鄭司農云　大羹　不致五味也」とあるのを参照。また、『禮記』禮運の注に「五味　酸苦辛鹹甘也」とあるのを参照。

傳粢食不鑿

㊟黍・稷を「粢」という。しらげない〔搗（つ）かない〕のである。

㊟『周禮』小宗伯の注に「六粢　謂六穀　黍稷稻粱麥苽」とあるのを参照。なお、注の「精鑿」は、連文とみる。

傳昭其儉也

㊟これらの四者は、いづれもみな、儉約を示すのである。

傳衮冕黻珽

㊟「衮」は、（龍の）模様のある上衣である。「冕」は、冠である。「黻」は、なめし皮の韠であり、それで膝をおおうのである。「珽」は、玉の笏であり、今の吏がもつ簿のようなものである。

㊟注の「衮　畫衣也」については、『周禮』司服「享先王則衮冕」の注に「衮　卷龍衣也」とあるのを参照。また、『禮記』玉藻「龍卷以祭」の注に「龍卷　畫龍於衣　字或作衮」とあるのを参照。

注の「黻　韋韠　以蔽膝也」については、『説

文』に「韠　韍也　所以蔽前　以韋」とあるのを参照。また、『釋名』釋衣服に「韠　蔽也　所以蔽膝前也」とあるのを参照。

注の「珽　玉笏也」については、『禮記』玉藻「天子搢珽　方正於天下也」の注に「此亦笏也　謂之珽　珽之言　挺然無所屈也　或謂之大圭（中略）相玉書曰　珽玉六寸　明自炤」とあるのを参照。また、同じ玉藻に「笏　天子以球玉」とあり、注に「球　美玉也」とあるのを参照。

注の「若今吏之持簿」については、『周禮』天官の序官〈司書〉の疏に「古有簡策以記事　若在君前　以笏記事　後代用簿　簿　今手版　故云　吏當持簿　簿則簿書也」とあるのを参照。

傳 帶裳幅舄

注「帶」は、皮の帶である。衣の下部につけるもの〔つまり、はかま〕を「裳」という。「幅（ヒョウ）」は、今の行縢〔むかばき、すねあて〕のようなものである。「舄」は、重ね底の履〔くつ〕である。

附注の「衣下曰裳」については、昭公十二年の傳文に「裳　下之飾也」とあるのを参照。また、『詩』邶風〈緑衣〉の毛傳に「上曰衣　下曰裳」とあり、衞風〈有狐〉の毛傳に「在下曰裳　所以配衣也」とあるのを参照。

注の「幅　若今行縢者」については、『詩』小雅〈采菽〉に「邪幅在下」とあり、鄭箋に「邪幅　如今行縢也　偪束其脛　自足至膝　故曰在下」とあるのを参照。なお、『日知録』巻二十九「行縢」の項も参照。

注の「舄　複履」については、『周禮』屨人の注に「複下曰舄　禪下曰屨」とあるのを参照。

傳 衡紞紘綖

注「衡」は、冠を支えるもの〔こうがい〕である。「紞」は、冠の垂れひもである。「紘」は、纓〔冠の結びひも〕であるが、（二本を下で結ぶのではなくて、一本を）下から上にまわして結ぶものである。「綖」は、冠の上おおいである。

附注の「衡　維持冠者」については、『周禮』追師の注に、同文がみえる。
注の「紘　冠之垂者」については、『周禮』追師の注に「其下以紘縣瑱」とあるのを参照。また、『詩』齊風〈著〉の鄭箋に「我視君子則以素爲充耳　謂所以懸瑱者　或名爲紘」とあるのを参照。なお、『國語』魯語下「王后親織玄紘」の韋注に「説云　紘　冠之垂前後者　昭謂　紘　所以懸瑱當耳者也」とあるのも参照。
注の「紘　纓從下而上者」については、『儀禮』士冠禮の注に「有笄者　屈組爲紘　垂爲飾無笄者　纓而結其條」とあるのを参照。また、『國語』魯語下「公侯之夫人加之以紘綖」の韋注に「紘　纓之無緌者也　從下而上　不結」とあるのを参照。なお、『釋名』釋首飾に「纓　頸也　自上而繫於頸也」とあるのも参照。
注の「綖　冠上覆」については、『禮記』玉藻「前後邃延」の注に「延　冕上覆也」とあるのを参照。また、『國語』魯語下の韋注に「綖　冕上覆之者也」とあるのを参照。

傳昭其度也
注尊・卑によって、(以上の諸物の)それぞれに、制度がある。

傳藻率鞞鞛
注「藻率」は、なめし皮でつくり、玉にしく〔玉をのせる〕ものである。王は五采、公侯伯は三采、子男は二采である。「鞞」は、佩刀のさやの上部の飾りであり、「鞛」は、下部の飾りである。

附注の「藻率　以韋爲之　所以藉玉也」については、『儀禮』覲禮の注に「繅　所以藉玉　以韋衣木　廣袤各如其玉之大小」とあり、『周禮』典瑞の注に「繅有五采文　所以薦玉　木爲中幹　用韋衣而畫之（中略）繅讀爲藻率之藻」とあり、同大行人の注に「繅藉　以五采韋衣板　若奠玉　則以藉之」とあり、『禮記』曲禮下の注に「藉　藻也」とあり、同雜記下の注に「藻　薦玉者也」とあるのを参照。なお、「率」については、よくわからないが、疏には「此

以韋衣木　蓋亦綷積其邊　故稱率也」とある。なお、杜預は「藻率」を一つの物としているが、「藻」と「率」とを別々の物とする異説として、疏に「服虔以藻爲畫藻　率爲刷巾」とある。

注の「王五采云云」については、『周禮』典瑞に「王晉大圭執鎮圭　繅藉五采五就　以朝日公執桓圭　侯執信圭　伯執躬圭　繅皆三采三就　子執穀璧　男執蒲璧　繅皆二采再就以朝覲宗遇會同于王」とあるのを參照。

注の「鞞　佩刀削上飾　鞞　下飾」については、『詩』大雅〈公劉〉「鞞琫容刀」の毛傳に「下曰鞞　上曰琫」とあるのを參照〔ただし、上下が逆になっている〕。

傳 鞶厲游纓

㊟「鞶」は、紳帶である。「大帶」ともいう。「厲」は、大帶のたれである。「游」は、旌旗の游〔あし〕である。「纓」は、馬のむねの前にあてる、索幂のようなもの〔つまり、むながい〕である。

㊟注の「鞶　紳帶也　一名大帶」については、『禮記』内則「男鞶革　女鞶絲」の疏に「服氏云　鞶　大帶」とあり、また、『詩』小雅〈都人士〉の疏に「服虔以鞶爲大帶也」とあるのを參照。

注の「厲　大帶之垂者」については、『詩』小雅〈都人士〉の毛傳に「厲　帶之垂者」とあるのを參照。

注の「游　旌旗之游」については、『漢書』五行志下之下「君若綴斿」の注に「應劭曰　斿　旌旗之流　隨風動搖也」とあるのを參照。

注の「纓　在馬膺前　如索幂」については、『周禮』巾車の注に「鄭司農云　纓　謂當胷（中略）玄謂　纓　今馬鞅」とあるのを參照。また、疏に「服虔云　纓如索幂　今乘輿大駕有之」とあるのを參照。

傳 昭其數也

㊟尊・卑によって、（以上の諸物の）それぞれに、（きまった）數がある。

傳 火龍黼黻

㊟「火」とは、火をえがくのである。「龍」とは、龍をえがくのである。白と黒のを「黼」という〔『周禮』考工記〈畫繢〉〕。斧のような形である。黒と青のを「黻」という〔同上〕。二つの己を背中合わせにした形である。

㊟注の「火　畫火也　龍　畫龍也」については、『周禮』考工記〈畫繢〉に「火以圜」とあり、注に「鄭司農云　爲圜形　似火也　玄謂　形如半環然　在裳」とあり、また、「水以龍」とあり、注に「龍　水物　在衣」とあり、疏に「馬氏以爲（中略）龍　水物　畫水者　幷畫龍」とあるのを參照。

注の「形若斧」については、『爾雅』釋器に「斧謂之黼」とあるのを參照。また、『書』益稷の疏に「孫炎云　黼文如斧形」とあるのを參照。

注の「兩己相戾」については、阮元『揅經室集』〈釋黻〉を參照。

傳昭其文也

㊟文章〔模様〕によって、貴賤を明らかにするのである。

㊟隱公五年の傳文に「昭文章　明貴賤」とあるのを參照。

傳五色比象　昭其物也

㊟車服・器械に五色があるのは、いづれもみな、それによって、天地・四方になぞらえ、器物（の色）は無意味に設定しているわけではない、ということを示すのである。

㊟昭公二十五年の傳文「發爲五色」の注に「青黄赤白黒」とあり、また、「六采」の注に「畫繢之事　雜用天地四方之色　青與白　赤與黒　玄與黄　皆相次　謂之六色」とあるのを參照。また、『周禮』考工記〈畫繢〉に「東方謂之青　南方謂之赤　西方謂之白　北方謂之黒　天謂之玄　地謂之黄」とあるのを參照。なお、疏に「比象有六　而言五者　玄在赤黒之間　非別色也」とある。

傳錫鸞和鈴　昭其聲也

㊟「錫」は、馬の額〔ひたい〕につけるもの、「鸞」は、鑣〔くつわ〕につけるもの、「和」は、衡〔くびき〕につけるもの、「鈴」は、旂〔はた〕

につけるものである。動けば、いづれもみな、音がする。

(附)注の「錫在馬額」については、『周禮』巾車の注に「錫　馬面當盧　刻金爲之　所謂鏤錫也」とあり、『詩』大雅〈韓奕〉の箋に「眉上曰錫　刻金飾之　今當盧也」とあるのを參照。

注の「鸞在鑣　和在衡」については、『史記』禮書の〈集解〉に「服虔曰　鸞在鑣　和在衡」とあるのを參照。また、『詩』小雅〈蓼蕭〉の毛傳に「在鑣曰鸞」とあるのを參照。

注の「鈴在旂」については、『爾雅』釋天に「有鈴曰旂」とあるのを參照。

傳三辰旂旗　昭其明也

(注)「三辰」とは、日・月・星である。(これらを)旂旗にえがき、天の光明にかたどるのである。

(附)『詩』大雅〈大明〉の疏に「服虔云　三辰日月星也」とあり、また、『儀禮』覲禮の疏に「服注云　三辰　謂日月星」とあるのを參照。なお、傳の「旂旗」について、『儀禮』覲禮の疏に「服氏注云　九旂之揔名」とある。

傳夫德儉而有度　登降有數

(注)「登降」とは、上下・尊卑をいう。

傳文物以紀之　聲明以發之　以臨照百官　百官於是乎戒懼　而不敢易紀律　今滅德立違

(注)華督という命に違反した臣をひき立てたことをいう。

傳而寘其賂器於大廟　以明示百官　百官象之其又何誅焉　國家之敗　由官邪也　官之失德寵賂章也　郜鼎在廟　章孰甚焉　武王克商遷九鼎于雒邑

(注)「九鼎」とは、殷が夏から受けた九鼎である。武王は、商に克つと、雒邑をつくり、その後で立ち去ったが、九鼎も雒邑に遷したのである。(なお)この時は、洛邑〔雒邑〕をつくっただけで、まだ都城はなく、周公の時になって、ようやく雒邑を完成し、これを「王城」と呼んだ。つまり、今の河南城である。だから、傳に「成王が鼎を郟鄏〔雒邑〕に安置した」〔宣公三年〕とあるのである。

(附)宣公三年の傳文に「楚子問鼎之大小輕重焉

對曰　在德不在鼎　昔夏之方有德也　遠方圖物　貢金九牧　鑄鼎象物（中略）桀有昏德鼎遷于商　載祀六百　商紂暴虐　鼎遷于周（中略）成王定鼎于郟鄏」とあり、注に「郟鄏今河南也　武王遷之　成王定之」とあるのを參照。また、『史記』周本紀に「（武王）營周居于雒邑而後去」とあるのを參照。また、『漢書』地理志上に「河南　故郟鄏地　周武王遷九鼎　周公致太平　營以爲都　是爲王城　至平王居之」とあるのを參照。

なお、『書』召誥の序疏に「服虔注云　今河南有鼎中觀」とある。

傳義士猶或非之

㊟おそらく、伯夷の類であろう。

附『史記』伯夷列傳に「武王載木主　號爲文王東伐紂　伯夷叔齊叩馬而諫曰　父死不葬爰及干戈　可謂孝乎　以臣弒君　可謂仁乎左右欲兵之　太公曰　此義人也　扶而去之」とあるのを參照。

傳而況將昭違亂之賂器於大廟　其若之何　公不聽　周内史聞之曰　臧孫達其有後於魯乎　君違　不忘諫之以德

㊟「内史」は、周の大夫の官である。僖伯は、隱公が魚を觀るのを諫め〔隱公五年〕、その子の哀伯は、桓公が鼎を納めるのを諫めた〔ここ〕。〝善を積んだ家では、必ず子孫の身に福が及ぶ〟〔『易』文言傳〕から、「きっと、魯で子孫が續くだろう」と言っているのである。

附『周禮』春官の序官〈内史〉に「中大夫一人　下大夫二人云云」とあるのを參照。なお、莊公三十二年の注に「内史過　周大夫」とある。

傳秋七月杞侯來朝　不敬　杞侯歸　乃謀伐之

傳蔡侯鄭伯會于鄧　始懼楚也

㊟「楚」國は、今の南郡の江陵縣の北部の紀南城である。楚の武王が、勝手に「王」を僭稱して、中國を侵略しようとし始め、蔡・鄭は、姬姓であるうえに、楚に近かったから、（特に）

懼れて、會し相談したのである。

(附)注の前半については、『漢書』地理志上に「南郡（中略）江陵　故楚郢都」とあるのを參照。注の後半については、『史記』楚世家に「楚伐隨（中略）隨人爲之周　請尊楚　王室不聽（中略）楚熊通怒曰（中略）蠻夷皆率服　而王不加位　我自尊耳　乃自立爲武王」とあるのを參照。

傳九月入杞　討不敬也

傳公及戎盟于唐　脩舊好也

(注)（「舊好」とは）惠公・隱公からのよしみである。

(附)隱公二年の傳文に「春公會戎于潛　脩惠公之好也」とあるのを參照。

傳冬公至自唐　告于廟也　凡公行　告于宗廟反行　飲至舍爵策勳焉　禮也

(注)「爵」は、酒を飲むための器〔さかづき〕である。飲みおわって爵を置くと、勳勞を簡策に書く。すみやかに功績を記録する、ということである。

(附)注の「書勳勞於策」については、襄公十三年の傳文「春公至自晉　孟獻子書勞于廟　禮也」の注に、同文がみえる。

傳特相會　往來稱地　讓事也

(注)「特相會」とは、公が一國と會した場合である。會には主人役が必要だが、二人だけで會すると、主人役を引き受ける者がおらず、兩方が讓りあって、會事が成立しないから、ただ地を書くのである。

傳自參以上　則往稱地　來稱會　成事也

(注)會事が成立する（からである）。

傳初晉穆侯之夫人姜氏以條之役生大子　命之曰仇

(注)「條」は、晉地である。「大子」とは、文侯のことである。"戰って仇怨し合う〔うらみ合う〕"という意味を取ったのである。

附『史記』晉世家に「太子曰仇　仇者讎也」とあるのを參照。

傳其弟以千畝之戰生　命之曰成師

注桓叔のことである。西河の界休縣の南部に、千畝とよばれる地がある。〝よく軍隊を編成する〟という意味を取ったのである。

附『史記』晉世家に「少子曰成師　成師大號成之者也」とあるのを參照。

傳師服曰　異哉君之名子也

注「師服」は、晉の大夫である。

附『史記』晉世家の〈集解〉に「賈逵曰　晉大夫」とあるのを參照。

傳夫名以制義

注名をつけるときは、必ず、口に出して言えるようなものにする。

傳義以出禮

注禮は義から生まれる。

傳禮以體政

注政は禮によって形成される。

傳政以正民　是以政成而民聽　易則生亂

注禮・義に違反すれば、亂が生ずる。

附注の「反易」は、たがうの意の連文とみる。ちなみに、哀公二年の傳文に「范氏中行氏反易天明」とある。

傳嘉耦曰妃　怨耦曰仇　古之命也

注昔から、このような呼び方がある。

傳今君命大子曰仇　弟曰成師　始兆亂矣　兄其替乎

注穆侯は、少子の桓叔を愛し、ともに戰いから名を取ったが、その意味が異なっていたから、師服は、桓叔の黨が必ずや晉でさかえて、宗國〔晉〕を危くすることを悟り、それ故に、名によって、遠まわしに諫めたのである。

傳惠之二十四年晉始亂　故封桓叔于曲沃

注「惠」とは、魯の惠公である。晉の文侯が卒して、子の昭侯の元年に、不安に思い、成師を曲沃伯として封じた。

附『史記』晉世家に「昭侯元年　封文侯弟成師于曲沃」とあるのを參照。また、『漢書』五行志中之上に「文侯卒　子昭侯立　封成師于曲

沃　號桓叔」とあるのを參照。

傳靖侯之孫欒賓傅之

㊟「靖侯」は、桓叔の高祖父である。高貴な公孫を傅相〔後見〕に得た、ということである。

附『史記』晉世家に「十八年　靖侯卒　子釐侯司徒立（中略）十八年　釐侯卒　子獻侯籍立獻侯十一年卒　子穆侯費王立」とあるのを參照。

傳師服曰　吾聞國家之立也　本大而末小　是以能固　故天子建國

㊟諸侯を立てる。

傳諸侯立家

㊟卿・大夫を「家」と稱する。

傳卿置側室

㊟「側室」は、衆子〔庶子〕であり、この一官を立てることが出來る。

附文公十二年の傳文「趙有側室曰穿」の注に「側室　支子」とあるのを參照。

傳大夫有貳宗

㊟適子が小宗となり、次子が「貳宗」となって輔貳〔輔佐〕する。

傳士有隸子弟

㊟士は、卑しいから、自分の子弟を僕隸にする。

附『儀禮』既夕禮記の疏に「服注云　士卑　自其子弟爲僕隸　祿不足以及宗」とあるのを參照。

傳庶人工商各有分親　皆有等衰

㊟庶人は、尊卑がないから、親疏によって分ける。「衰」は、殺〔そぐ〕である。

附昭公三十二年の傳文「遲速衰序」の注に「衰差也」とあるのを參照。

傳是以民服事其上而下無覬覦

㊟下が上の位を望まない。

附ここの傳には異文があったようで、慧琳『一切經音義』卷二十一の「窺覦」の項に「左傳服虔曰　窺謂擧足而視也」とある。

傳今晉　甸侯也　而建國　本既弱矣　其能久乎

㊟（「甸侯」とは）諸侯で甸服内にいる者である。

附『國語』周語上「夫先王之制　邦内甸服」の

韋注に「邦内　謂天子畿内千里之地　商頌曰　邦畿千里　維民所止　王制曰　千里之内曰甸　京邑在其中央　故夏書曰　五百里甸服　則古今同矣　甸　王田也　服　服其職業也（中略）故周襄王謂晉文公曰　昔我先王之有天下也　規方千里　以爲甸服　是也」とあるのを参照。

傳 惠之三十年晉潘父弑昭侯而納桓叔　不克

㊟「潘父」は、晉の大夫である。「昭侯」は、文侯の子である。

傳 晉人立孝侯

㊟（「孝侯」は）昭侯の子である。

附『史記』晉世家に「晉人共立昭侯子平爲君是爲孝侯」とあるのを参照。

傳 惠之四十五年曲沃莊伯伐翼弑孝侯

㊟「莊伯」は、桓叔の子である。「翼」は、晉國が都をおいていた所である。

附『史記』晉世家に「孝侯八年　曲沃桓叔卒子鱓代桓叔　是爲曲沃莊伯」とあるのを参照。

傳 翼人立其弟鄂侯　鄂侯生哀侯

㊟鄂侯は、隱公五年に隨に奔り、その年の秋に、王が哀侯を翼に立てた。

附隱公五年の傳文に「翼侯奔隨」とあり、また、「秋王命虢公伐曲沃　而立哀侯于翼」とあり、注に「春翼侯奔隨　故立其子光」とあるのを参照。

なお、注の「鄂國」の「國」は、諸本に従って、「侯」に改める。

傳 哀侯侵陘庭之田

㊟「陘庭」は、翼の南鄙の邑である。

附『史記』晉世家の〈集解〉に「賈逵曰　翼南鄙邑名」とあるのを参照。

傳 陘庭南鄙啓曲沃伐翼

〔桓公三年〕

經 三年春正月公會齊侯于嬴

㊟經の首時〔「春」〕に必ず「王」を書くのは、この暦は天王が頒布したものである、ということを明らかにするためである。だから、常法に違反して暦を頒布しなかった場合は、（こ

このように）「王」を書かない。「嬴」は、齊の邑であり、今の泰山の嬴縣である。

（附）十七年の傳文に「天子有日官　諸侯有日御　日官居卿以底日　禮也　日御不失日　以授百官于朝」とあり、注に「日官平厤以班諸侯　諸侯奉之　不失天時　以授百官」とあるのを參照。また、文公六年の公羊の何注に「禮　諸侯受十二月朔政於天子　藏于大祖廟」とあるのを參照。また、『周禮』大史に「頒告朔于邦國」とあり、鄭注に「天子頒朔于諸侯　諸侯藏之祖廟」とあるのを參照。

なお、異説として、疏に「賈逵云　不書王弒君　易祊田　成宋亂　無王也　元年治桓　二年治督　十年正曹伯　十八年終始治桓」とある。

經　夏齊侯衞侯胥命于蒲

㊟約束の言葉をのべあっただけで、血は歃らなかったのである。「蒲」は、衞地で、陳留の長垣縣の西南部にあった。

（附）下の傳文に「不盟也」とあるのを參照。また、公羊傳文に「胥命者何　相命也」とあり、何注に「胥　相也　時盟不歃血　但以命相誓」とあり、つづく傳文に「何言乎相命　近正也　此其爲近正奈何　古者不盟　結言而退」とあるのを參照。

經　六月公會杞侯于郕

經　秋七月壬辰朔日有食之既

㊟傳はない。「既」は、盡である。曆家の説によると、日の光が望の時に、はるか遠く月の光を奪うから、月食がおこり、日と月とが交會して〔朔の時に〕、月が日をおおうから、日食がおこる。食に上下があるのは、（日・月の）運行に高低があるからである〔白道が黄道に對して五度あまり傾斜していることをいう〕。日の光の輪が見えて中心部が食する〔金環食がおこる〕のは、（月が日を）おおうのに、（人↓月↓日という方向において、月と日とが）

接近しているため、日の光があふれ出るからである。完全につきる〔皆既食がおこる〕のは、ぴったり重なっておおうのに、（上述の方向において）離れている（ため、日の光があふれ出ない）からである。（月が日をおおう）にもかかわらず、聖人が、〝月が日を食した〟と言わずに、自ら食したような表現をとっているのは、（はっきり）見えないものはとり除いたのである。

(附)注の「既　盡也」については、公羊傳文に「既者何　盡也」とあるのを參照。

注の「厤家之説云云」については、疏に引く張衡『靈憲』に「當日之衝　光常不合　是謂闇虚　在星則星微　遇月則月食」とあり、また、『續漢書』天文志上の注に引く同書に「當日之衝　光常不合者　蔽於地也　是謂闇虚在星星微　月過則食」とあるのを參照。

注の「食有上下者云云」については、疏に引く『異義』に「月高則其食虧於上　月下則其食虧於下也」とあるのを參照。

注の「日光輪存而中食者云云」については、疏に「日月之體　大小正同　相揜密者　二體相近　正映其形　故光得溢出而中食也　相揜疏者　二體相遠　月近而日遠　自人望之　則月之所映者廣　故日光不復能見　而日食既也」とあるのを參照。なお、陳壽祺『五經異義疏證』では、これも『異義』の文としているが、從えない。用字や文脈などからみて、疏の地の文とすべきであろう。

注の「然聖人不言月食日云云」については、隱公三年の公羊の何注に「不言月食之者　其形不可得而覩也　故疑言曰　有食之　孔子曰　多聞闕疑　愼言其餘　則寡尤」とあるのを參照。

經 公子翬如齊逆女

㊟禮では、君に事情があれば、卿に迎えに行かせる。

(附)文公四年の傳文に「逆婦姜于齊　卿不行　非禮也」とあり、注に「禮　諸侯有故　則使卿

逆」とあるのを參照。また、莊公二十四年「夏公如齊逆女」の注に「親逆　禮也」とあるのを參照。

經九月齊侯送姜氏于讙

注「讙」は、魯地である。濟北の蛇丘縣の西部に下讙亭がある。すでに齊の國を去ったから、（上のように）「女」とは言わず、まだ魯（の都）に到着していないから、（下のように）「夫人」とは稱さないのである。

附隱公二年の公羊傳文に「女在其國稱女　在塗稱婦　入國稱夫人」とあるのを參照。

經公會齊侯于讙

注傳はない。

經夫人姜氏至自齊

注傳はない。（「至」を書いているのは）廟に報告したからである。「翬が（夫人を）つれてもどった〔or到着した〕」と言っていないのは、齊侯が送ってきて、公が讙で受けとったからである。

附注の「告於廟也」については、二年の傳文に「冬公至自唐　告于廟也」とあるのを參照。注の「不言翬以至者云云」については、穀梁傳文に「其不言翬之以來何也　公親受之于齊侯也」とあるのを參照。なお、宣公元年には「公子遂如齊逆女　三月遂以夫人婦姜至自齊」とある。

經冬齊侯使其弟年來聘

經有年

注傳はない。五穀がみな熟した場合に、「有年」と書く。

附穀梁傳文に「五穀皆熟　爲有年也」とあるのを參照。

なお、疏に「賈云　桓惡而有年豐　異之也言有非其所宜有」とある。また、疏に引く『釋例』に「劉賈許因有年大有年之經　有鸜鵒來巢　書所無之傳　以爲經諸言有　皆不宜有之辭也　據經螟螽不書有　傳發於魯之無鸜鵒不以有字爲例也　經書十有一年十有一月　不

可謂不宜有此年不宜有此月也　螟螽俱是非常之災　亦不可謂其宜有也」とある〔ちなみに、『説文』にも「有　不宜有也」とある〕。

傳三年春曲沃武公伐翼次于陘庭　韓萬御戎　梁弘爲右

注「武公」は、曲沃の莊伯の子である。「韓萬」は、莊伯の弟である。「御戎」は、僕〔兵車を御する者〕である。「右」は、兵車の右（に乘る者）である。

附注の「武公　曲沃莊伯子也」については、『史記』晉世家に「哀侯二年　曲沃莊伯卒　子稱代莊伯立　是爲曲沃武公」とあるのを參照。注の「韓萬　莊伯弟也」については、『史記』晉世家の〈集解〉に「賈逵曰　韓萬　曲沃桓叔之子　莊伯弟」とあるのを參照。また、『詩』大雅〈韓奕〉の序疏に「服虔云　韓萬　晉大夫　曲沃桓叔之子　莊伯之弟」とあるのを參照。

注の「御戎僕也」については、『周禮』に〈戎僕〉があり、「掌馭戎車」とあるから、〝御は戎僕なり〟とも讀めそうだが、注の形式からして、ここはやはり、〝御戎は僕なり〟と讀むべきであろう。なお、哀公二年の注に「僕御也」とあるのを參照。また、『詩』小雅〈正月〉の鄭箋に「僕　將車者也」とあるのを參照。

注の「右　戎車之右」については、宣公二年の注に「右　車右」とあるのを參照。

傳逐翼侯于汾隰

注「汾隰」は、汾水のほとりである。

附『爾雅』釋地に「下濕曰隰」とあるのを參照。また、昭公元年の公羊傳文に「下平曰隰」とあるのを參照。

傳驂絓而止

注「驂」は、騑馬〔外側のそえ馬〕である。

附『詩』秦風〈小戎〉「騧驪是驂」の鄭箋に「驂兩騑也」とあり、鄭風〈大叔于田〉「兩驂如舞」の鄭箋に「在旁曰驂」とあるのを參照。

傳夜獲之　及欒共叔

㊟「共叔」は、桓叔の傅〔後見〕の欒賓の子であり、自分の方は翼侯の傅であった。父と子は、それぞれ、その奉事する主人に忠實であったから、（子の方は、ここで、その主人と）いっしょに獲られて死んだのである。

㊟二年の傳文に「惠之二十四年晉始亂　故封桓叔于曲沃　靖侯之孫欒賓傅之」とあるのを參照。また、『國語』晉語一に「武公伐翼　殺哀侯　止欒共子曰　苟無死〔韋注　欒共子　晉哀侯大夫共叔成也　初　桓叔爲曲沃伯　共子之父欒賓傅之　故止共子使無死也〕吾以子見天子　令子爲上卿　制晉國之政　辭曰　成聞之　民生於三　事之如一　父生之　師教之　君食之　非父不生　非食不長　非教不知生之族也　故壹事之　唯其所在　則致死焉　報生以死　報賜以力　人之道也　臣敢以私利廢人之道　君何以訓矣　且君知成之從也　未知其待於曲沃也　從君而貳　君焉用之　遂鬬而死」とあるのを參照。

傳會于嬴　成昏于齊也

㊟公は、媒介〔なこうど〕によらず、自分で齊侯と會して婚約したのであり、非禮である。

㊟『儀禮』士昏禮「昏禮　下達　納采用鴈」の注に「達　通也　將欲與彼合昏姻　必先使媒氏下通其言　女氏許之　乃後使人納其采擇之禮（中略）詩云　取妻如之何　匪媒不得　昏必由媒　交接設紹介　皆所以養廉恥」とあるのを參照。

傳夏齊侯衞侯胥命于蒲　不盟也

傳公會杞侯于郕　杞求成也

㊟二年に杞に入ったから、今ここで、和平を求めてきたのである。

㊟二年の傳文に「秋七月杞侯來朝　不敬　杞侯歸　乃謀伐之」とあり、また、「九月入杞　討不敬也」とある。

傳秋公子翬如齊逆女　修先君之好　故曰公子

㊟婚禮では、その時の君の命を奉じて行くけれども、物言いとしては、必ず先君を稱して禮辭を述べる〔つまり、義が二つある〕。だから、公子翬が女を迎えに行った場合には、傳で「先君のよしみを固めた」と稱し〔ここ〕、公子遂が女を迎えに行った場合には、傳で「〔その時の〕君の命を尊んだ」と稱して〔宣公元年〕、互いに、その（二つの）義を（分擔し合って、一つずつ）擧げているのである。

㊟昔は、女が嫁に行くと、さらに、大夫に、後をおって聘問を加えさせた。恭敬をたもち、殷勤をかさねたのである。魯から（他國に）行った場合には、「致女」と言い、他國から（魯に）來た場合には、みな「聘」と言う。（つまり、表現は異なるが、事件としては同じ）だから、傳は、「致夫人」によって（經の）「聘」を解釋しているのである。

㊟注の「其言必稱先君以爲禮辭」については、『儀禮』士昏禮記の〈納采之辭〉に「某有先人之禮　使某也請納采」とあり、また、〈納徵之辭〉に「某有先人之禮　儷皮束帛　使某也請納徵」とあるのを參照。

㊟成公九年に「夏季孫行父如宋致女」とあり、注に「女嫁三月　又使大夫隨加聘問　謂之致女　所以致成婦禮　篤昏姻之好」とあるのを參照。また、『禮記』曾子問に「三月而廟見稱來婦也　擇日而祭於禰　成婦之義也」とあり、疏に「服虔注云　季文子如宋致女　謂成昏」とあるのを參照。

なお、隱公十一年の公羊の何注に「內適外言如　外適內言朝聘」とあるのも參照。

傳冬齊仲年來聘　致夫人也

傳齊侯送姜氏　非禮也　凡公女嫁于敵國　姊妹則上卿送之　以禮於先君　公子則下卿送之　於大國　雖公子亦上卿送之　於天子則諸卿皆行　公不自送　於小國則上大夫送之

傳芮伯萬之母芮姜惡芮伯之多寵人也　故逐之出居于魏

㊟あくる年の、秦が芮を侵した事件のために、本を張ったのである。「芮」國は、馮翊の臨晉縣にあった。「魏」國は、河東の河北縣である。

㊟注の前半については、四年の傳文に「秋秦師侵芮」とある。

注の後半については、『漢書』地理志上に「左馮翊（中略）臨晉（中略）芮鄉　故芮國」とあり、また、「河東郡（中略）河北　詩魏國」とあるのを參照。

〔桓公四年〕

經四年春正月公狩于郎

㊟冬の獵を「狩」という。三驅の禮を行なうのである。（今ここは）田狩の時期にかなっていたから、傳で「（この記事を）書いたのは、時期が禮に合していたからである」と言っているのである。周正の「春」は、夏正の冬にあたる。田狩は夏正に從うのである。（なお）「郎」は國内の狩地ではなかったから、地を書いているのである。

㊟注の「冬獵曰狩」については、隱公五年の傳文に「冬狩」とあるのを參照。また、『爾雅』釋天に「冬獵爲狩」とあり、公羊傳文及び穀梁傳文に「冬曰狩」とあるのを參照。

注の「行三驅之禮」については、『易』比卦の九五の爻辭に「王用三驅失前禽」とあるのを參照。

注の「田狩從夏時」については、疏に引く『釋例』に「三王異正朔　而夏數爲得天　雖在周代　於言時舉事　皆據夏正　故公以春狩　而傳曰　書　時禮也」とあるのを參照。

注の「郎非國内之狩地　故書地」については、僖公二十八年の傳文に「書曰　天王狩于河陽　言非其地也」とあり、注に「使若天王自狩以失地故書　河陽實以屬晉　非王狩地」とあり、疏に引く『釋例』に「天子諸侯　田獵皆於其封内　不越國而取諸人　河陽實以屬晉　非王狩所　故言非其地」とあるのを參照。

ただし、隱公元年の注に「郎　魯邑」とあり、また、桓公十年の經に「冬十有二月丙午齊侯

衞侯鄭伯來戰于郎」とあるから、ここでの問題は、國の内外ということではなくて、（たとえ國内であっても）狩をすべき土地かどうかということである〔だからこそ、下の傳の注には「郎非狩地」とだけあって、「國内」がないのである〕。ちなみに、公羊傳文に「常事不書　此何以書　譏　何譏爾　遠也」とある。

經 夏天王使宰渠伯糾來聘

㊟「宰」は官であり、「渠」は氏であり、「伯糾」は名である。王官の宰は、才によって位を授けなければならないのに、伯糾は父の職を代行して、（國を）出て列國に聘したから、名を書いて譏ったのである。國の史官の記録は、必ず、年を書いて、その公の事件を集め、首時〔四時のはじめの月〕を書いて、その年の一歳を完成させる。だから、《春秋》では、首時だけが書かれていて事件がない場合がある〔事件がなくても首時を書く〕のである。今ここで、（十三年のように）秋・冬（とそ）の首月〔「秋七月」と「冬十月」〕が書かれていないのは、史官の闕文である。他はみな、これに倣う。

㊟注の前半については、隱公元年の注に「天子大夫稱字」とあるのを參照。

注の後半については、隱公六年の「秋七月」の注に「雖無事而書首月　具四時以成歲」とあり、疏に引く『釋例』に「年之四時　雖或無事　必空書首月　以紀時變　以明厤數也」とあるのを參照。なお、ここの「首時」は、春の意ではなくて、首月〔正月・四月・七月・十月〕の意であろう。ちなみに、隱公六年の公羊傳文に「春秋雖無事　首時過則書　首時過則何以書　春秋編年　四時具然後爲年」とある。

傳 四年春正月公狩于郎　書　時禮也

㊟「郎」は狩をすべき土地ではなかったから、時期だけが禮に合していたのである。

㊟注の「書」は、諸本に從って、「唯」に改める。

傳夏周宰渠伯糾來聘　父在　故名

傳秋秦師侵芮　敗焉　小之也

㊟秦は、芮が小國であるということで侮ったから、芮に敗れたのである。

傳冬王師秦師圍魏　執芮伯以歸

㊟三年に芮伯は（國を）出て魏に身をおき、芮では更めて君を立てた。秦は、芮に敗れたから、（魏にいた）芮伯をつれ歸り、これを（芮に）送り込もうとしたのである。

附三年の傳文に「芮伯萬之母芮姜惡芮伯之多寵人也　故逐之　出居于魏」とある。また、十年の傳文に「秋秦人納芮伯萬于芮」とある。

〔桓公五年〕

經五年春正月甲戌己丑陳侯鮑卒

㊟同盟していないのに名〔「鮑」〕を書いているのは、名をもって赴告してきたからである。「甲戌」は、前の年の十二月二十一日であり、「己丑」は、この年の正月六日である。陳に内亂があったから、二度赴告してきたのである。（二度の）赴告は、日は異なっていたけれども、いづれもみな、正月で始まっていたから、（赴告に從って、月については）「正月」だけを書いたのである。疑わしき事は愼重に扱うから、赴告に從って、（日については）兩方を書いたのである。

附注の前半については、僖公二十三年の傳文に「不書名　未同盟也　凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也　赴以名則亦書之〔注　謂未同盟〕不然則否〔注　謂同盟而不以名告〕辟不敏也」とあるのを參照。

注の後半については、公羊傳文に「君子疑焉　故以二日卒之也」とあり、穀梁傳文に「春秋之義　信以傳信　疑以傳疑」とあるのを參照。また、『論語』爲政篇に「子曰　多聞闕疑　愼言其餘　則寡尤」とあるのを參照。なお、「審」は、「愼」と同義とみる。

經夏齊侯鄭伯如紀

㊟外國が外國に朝じた場合は、いづれもみな、「如」という。（この時）齊は紀を滅そうとしていたのであり、（これを察知した）紀人が懼れて赴告してきたから、書いたのである。

㊟下の傳文に「夏齊侯鄭伯朝于紀　欲以襲之　紀人知之」とある。

經天王使仍叔之子來聘

㊟「仍叔」は、天子の大夫である。「仍叔の子」と稱しているのは、父の字によったのであり、年少であるという表現である。（つまり）童子を出聘させたことを譏ったのである。

㊟隱公元年の注に「天子大夫稱字」とあるのを參照。また、下の傳文に「仍叔之子　弱也」とあるのを參照。なお、疏に「仍氏　叔字」とある。

經葬陳桓公

㊟傳はない。

經城祝丘

㊟傳はない。齊と鄭が紀を襲擊しようとしていたからである。

經秋蔡人衞人陳人從王伐鄭

㊟（ここは）王が自ら鄭の討伐の主となったのであり、（「從王」というのは）君臣の辭〔君と臣という關係をはっきりさせる表現〕である。王の師が敗れたことを（經に）書いていないのは、赴告してこなかったからである。

㊟下の傳文に「王爲中軍　虢公林父將右軍　蔡人衞人屬焉　周公黑肩將左軍　陳人屬焉」とあり、また、「蔡衞陳皆奔　王卒亂　鄭師合以攻之　王卒大敗」とある。

なお、『詩』衞風〈伯兮〉の序疏に「服虔云　言人者　時陳亂無君　則三國皆大夫也　故稱人」とある。

經大雩

㊟傳例に「（この記事を）書いたのは、時期はずれだったからである」〔下の傳文〕とある。龍星が現われる時期をはずしたのである。

㊟下の傳文に「龍見而雩」とあり、注に「龍見建巳之月」とあるのを參照。

經螽

㊟傳はない。（「螽」は）蚣蝑の類である。災害をもたらしたから、書いたのである。

㊟『詩』周南〈螽斯〉の毛傳に「螽斯　蚣蝑也」とあるのを參照。また、莊公二十九年の傳文に「凡物　不爲災　不書」とあるのを參照。

經冬州公如曹

㊟「奔」と書いていないのは、朝するという名目で（國を）出たからである。（この記事は）下の「寔來」〔六年〕のために書いたのである。「曹」國は、今の濟陰の定陶縣である。

㊟注の「不書奔　以朝出也」については、上の「夏齊侯鄭伯如紀」の注に「外相朝皆言如」とあるのを參照。

注の「實來」の「實」は、經文にあわせて、「寔」に改める。

注の「曹國云云」については、『漢書』地理志上に「濟陰郡（中略）定陶　故曹國」とあるのを參照。

なお、疏に「服虔云　春秋前　以黜陟之法進爵爲公」とある。

傳五年春正月甲戌己丑陳侯鮑卒　再赴也　於是陳亂　文公子佗殺大子免而代之

㊟「佗」は、桓公の弟の五父である。「文公の子」と稱しているのは、佗は桓公の同母弟ではないということを明らかにしたのである。「免」は、桓公の大子である。

㊟宣公十七年の傳文に「凡稱弟　皆母弟也」とあるのを參照。

傳公疾病而亂作　國人分散　故再赴

傳夏齊侯鄭伯朝于紀　欲以襲之　紀人知之

傳王奪鄭伯政　鄭伯不朝

注（その地位を）剥奪して、王の政に關與させなかったのである。

附隱公三年の傳文に「鄭武公莊公爲平王卿士」とあり、注に「卿士　王卿之執政者」とあり、また、同九年の傳文に「鄭伯爲王左卿士」とあるのを參照。

傳秋王以諸侯伐鄭　鄭伯禦之　王爲中軍　虢公林父將右軍　蔡人衞人屬焉

注「虢公林父」は、王の卿士である。

附隱公八年の傳文に「夏虢公忌父始作卿士于周」とあるのを參照。

傳周公黑肩將左軍　陳人屬焉

注「黑肩」とは、周桓公のことである。

附隱公六年の注に「周桓公　周公黑肩也　周采地」とあるのを參照。

傳鄭子元請爲左拒以當蔡人衞人

注「子元」は、鄭の公子である。「拒」は、方形の陣だてである。

傳爲右拒以當陳人　曰　陳亂　民莫有鬬心　若先犯之　必奔　王卒顧之　必亂　蔡衞不枝固將先奔

注（「不枝」とは）支えきれないということである。

傳既而萃於王卒　可以集事　從之

注「萃」は、聚である。「集」は、成である。

附『易』萃卦の彖傳に「萃　聚也」とあるのを參照。また、『詩』小雅〈黍苗〉の鄭箋に「集猶成也」とあるのを參照。

傳曼伯爲右拒

注「曼伯」とは、檀伯のことである。

附十五年の傳文に「秋鄭伯因櫟人殺檀伯　而遂居櫟」とあり、注に「檀伯　鄭守櫟大夫」とある。また、昭公十一年の傳文に「鄭京櫟實殺曼伯」とあり、注に「曼伯　檀伯也」とある。

傳祭仲足爲左拒　原繁高渠彌以中軍奉公　爲魚

麗之陳　先偏後伍　伍承彌縫

㊟『司馬法』に「車戰では、二十五乘を〝偏〟という」とある。車を前におき、伍をその後におき、（伍が）偏のすきまをひき承けて、それをうづめるようにしたのである。五人を「伍」という。これがおそらく、魚麗の陳法なのであろう。

㊟注の「司馬法云云」については、昭公元年の疏に「服虔引司馬法云　五十乘爲兩　百二十乘爲伍　八十一乘爲專　二十九乘爲參　二十五乘爲偏」とあるのを參照。

注の「彌縫闕漏」については、僖公二十六年の傳文に「彌縫其闕」とあり、また、昭公二年の傳文に「彌縫敝邑」とあり、注に「彌縫猶補合也」とあるのを參照。なお、諸葛亮〈前出師表〉に「必能裨補闕漏」とあるのも參照。

注の「五人爲伍」については、『周禮』夏官司馬の序官に「五人爲伍」とあるのを參照。

傳戰于繻葛

㊟「繻葛」は、鄭地である。

傳命二拒曰　旝動而鼓

㊟「旝」は、旃〔はた〕であり、通帛〔赤の無地〕でつくる。おそらく、今の大將の麾〔さしづばた〕のようなものであろう。手に持って號令するのである。

㊟僖公二十八年の傳文「亡大旆之左旃」の注に「通帛曰旃」とあるのを參照。また、『周禮』司常に「通帛爲旃」とあり、注に「通帛謂大赤　從周正色　無飾」とあるのを參照。

なお、異説として、疏に「賈逵以旝爲發石一曰飛石　引范蠡兵法作飛石之事　以證之」とある〔なお、『漢書』甘延壽傳の注に「張晏曰　范蠡兵法　飛石重十二斤　爲機發　行二百步」とあるのを參照〕。

傳蔡衞陳皆奔　王卒亂　鄭師合以攻之　王卒大敗　祝聃射王中肩　王亦能軍

㊟（王は）軍が敗れ、自身も傷ついたけれども、殿〔しんがり〕をつとめて、逃げなかった。だから、「よく軍を指揮した」と言っているのである。

傳祝聃請從之　公曰　君子不欲多上人　況敢陵天子乎　苟自救也　社稷無隕　多矣

㊟鄭は、ここにおいて、兵を收めて、自分から退いたのである。

傳夜鄭伯使祭足勞王　且問左右

㊟「祭足」とは、祭仲の字に他ならない。おそらく、名が「仲」で、字が「仲足」なのであろう。「王を慰問し、左右の安否をたづねた」とは、鄭はただ難をのがれようとしただけであり、（したがって）王が鄭を討ったのはまちがっている、ということを言っているのである。

㊟十一年の「九月宋人執鄭祭仲」の注に「祭氏仲名」とあるのを參照。また、疏に引く『釋例』に「伯仲叔季　固人字之常　然古今亦有以爲名者　而公羊守株　專謂祭氏以仲爲字　既謂之字　無辭以善之　因託以行權　人臣而善其行權逐君　是亂人倫壞大教也　說左氏者知其不可　更云　鄭人嘉之　以字告　故書字　此爲因有告命之例　欲以苟免　未是春秋之實也　宰渠伯糾蕭叔大心　皆以伯叔爲名則仲亦名也　傳又曰祭仲足　或偏稱仲　或偏稱足　蓋名仲字足也」とあるのを參照。なお、上にあげた『釋例』の最後に「字足也」とあるから、注の「字仲足也」の「仲」は、もしかすると、衍文なのかも知れない〔？〕。ちなみに、『釋文』に「名仲字仲足　一本作名仲字足」とある。

傳仍叔之子　弱也

㊟仍叔の子が來聘したが、（なにせ）童子が命を奉じたことゆえ、（好奇心からか）すぐには歸ろうとせず、久しく魯に留まっていた。だから、經が「夏に聘した」と書いているのを、傳は秋の末のところで釋しているのである。

㊟疏に「譏其夏至而秋末反也」とある。

傳秋大雩　書　不時也

㊟十二公の傳の中、この年と襄公二十六年とだけに、二つの「秋」がある。ここは、雩祭の

例を發し、天の時を明らかにすることによって事件（の可否）を示そうとしたから、かさねて「秋」を言い、普通の事件とは異にしたのである。

(附)上の傳文に「秋王以諸侯伐鄭」とある。

傳 凡祀　啓蟄而郊

(注)「凡祀」とは、下の三句〔「龍見而雩」・「始殺而嘗」・「閉蟄而烝」〕、つまり、天地・宗廟の事を通じて言っているのである。「啓蟄」は、夏正の建寅の月〔一月〕である。（この月になると）天を南郊で祀るのである。

(附)注の「言凡祀云云」については、疏に引く『釋例』に「凡祀　舉郊雩烝嘗　則天神地祇人鬼之祭　皆通」とあるのを參照。

注の「啓蟄　夏正建寅之月」については、『大戴禮』夏小正に「正月啓蟄」とあるのを參照。

また、疏に引く『釋例』に「厤法　正月節立春　啓蟄爲中氣者　因傳有啓蟄之文　故遠取漢初氣名　欲令傳與厤合」とあるのを參照。

注の「祀天南郊」については、『周禮』大司樂の注に引く〈孝經説〉に「祭天南郊　就陽位」とあるのを參照。

なお、『玉燭寶典』正月孟春に「服虔曰　啓蟄者　謂正月　陽氣始達　發土開蟄　農事始作　故郊祀后稷以配天祈農」とある。

傳 龍見而雩

(注)「龍見」は、建巳の月〔四月〕である。（この月になると）蒼龍の宿の姿體が、日沒時に東方に現われ、萬物が始めて盛んになり、雨を待って成長するから、天を祭り、遠く百穀（のみのり）のために膏雨を祈るのである。

(附)上の疏に引く『釋例』に「龍星之體畢見　謂立夏之月」とあるのを參照。また、『續漢書』禮儀志中の注に「服虔注左傳曰　大雩　夏祭天名　雩　遠也　遠爲百穀求膏雨也　龍見而雩　龍　角亢也　謂四月昏　龍星體見　萬物始盛　待雨而大　故雩祭以求雨也」とあり、『玉燭寶典』四月孟夏に「服虔曰　龍　角亢　謂四月昏　龍星體畢見也」とあるのを參照〔なお、校勘記に「論語先進正義引杜注云　雩之

言　遠也　遠爲百穀祈膏雨也　按邢氏所引爲完　雩之言遠者　凡從于之字　有迂遠之義也」とある〕。

なお、疏に「賈逵云　言大　別山川之雩」とある。

傳 始殺而嘗

㊟（「始殺」は）建酉の月〔八月〕である。（この月になると）陰氣が始めて殺し、嘉穀〔黍稷の類〕が始めてみのるから、宗廟に薦嘗する〔すすめる〕のである。

㊟注の「建酉之月」については、疏に引く『釋例』に「始殺而嘗　謂建酉之月　蒹葭蒼蒼　白露爲霜」とあるのを參照。なお、異説として、疏に「賈服始殺唯據孟秋　不通建酉之月」とあり、また、『玉燭寶典』七月孟秋に「服虔曰　謂七月　陰氣始殺　萬物可嘗　鷹祭鳥可嘗　祭之也」とある。

注の「陰氣始殺」については、隱公五年の傳文「秋獮」の注に「獮　殺也　以殺爲名　順秋氣也」とあるのを參照。

注の「嘉穀」については、莊公七年の傳文「不害嘉穀也」の注に「黍稷尚可更種」とあり、また、僖公三十年の傳文「羞嘉穀」の注に「嘉穀　熬稻黍也」とあるのを參照。

注の「薦嘗」は、すすめるの意の連文とみる。

傳 閉蟄而烝

㊟（「閉蟄」は）建亥の月〔十月〕である。（この月になると）昆蟲が戸を閉じ、萬物がみな成熟し、すすめられるものが多いから、宗廟で烝祭するのである。（なお、これらのことについては）『釋例』で詳しく論じている。

㊟注の「建亥之月」については、上の疏に引く『釋例』に「傳曰　火伏而後蟄者畢　此謂十月始蟄也」とあるのを參照。また、『玉燭寶典』十月孟冬に「服虔曰　謂十月　盛陰在上　物成者衆　故曰蒸」とあるのを參照。

注の「萬物皆成」については、隱公五年の傳文「冬狩」の注に「冬物畢成」とあるのを參照。

注の「可薦者衆　故烝祭宗廟」については、

桓公八年の公羊傳文「冬曰烝」の何注に「烝　衆也　氣盛貌　冬萬物畢成　所薦衆多　芬芳備具　故曰烝」とあるのを參照。

傳 過則書

注 日をトえば、吉・凶がある（から、すぐに實施できるとは限らない）が、（あまりぐずぐずしていて、實施日が）次月の中氣をこえた場合は、書いて怠慢を譏るのである。

附 注の前半については、僖公三十一年の傳文に「禮　不卜常祀　而卜其牲日」とあり、注に「卜牲與日　知吉凶」とあるのを參照。

注の後半については、上の疏に引く『釋例』に「孟獻子曰　啓蟄而郊　郊而後耕　耕謂春分也　言得啓蟄當卜郊　不應過春分也」とあり、また「僖公襄公夏四月卜郊　但譏其非所宜卜　而不譏其四月不可郊也」とあり、また「周禮　祭宗廟以四仲　蓋言其下限也」とあり、また「經書正月烝　得仲月之時也」とあり、また「龍星之體畢見　謂立夏之月　得此月　則當卜祀　過涉次節　則以過而書　故秋雩書不時　此涉周之立秋節也」〔疏「言涉立秋節者　謂涉立秋之月中氣節也　過涉次節　亦謂中節　非初節也　若始涉初節　則不譏之矣」〕とあるのを參照。なお、上の疏に「傳稱四者　皆舉中氣　言其至此中氣　則卜此祭次月初氣　仍是祭限　次月中氣　乃爲過時」とあるのも參照。

傳 冬淳于公如曹　度其國危　遂不復

注 「淳于」は、州國が都をおいていた所であり、（今の）城陽の淳于縣である。國に危難があり、不安でいられなかったから、朝するという名目で（國を）出て、そのままもどらなかったのである。

附 經の注に「不書奔　以朝出也」とあるのを參照。

〔桓公六年〕

經 六年春正月寔來

注 「寔」は、實〔まことに〕である。「州公」〔主

語〕を言っていないのは、上の五年の冬の經「（州公）如曹」を（直接）承けていて、あいだに他の事件がないため、省略してもおのずとわかる、からである。

㈶成公二年の傳文に「鞏伯實來」とあり、同十八年の傳文に「知伯實來」とあり、昭公三年の傳文に「子皮實來」とあるのを參照。

經夏四月公會紀侯于成

㊟「成」は、魯地である。泰山の鉅平縣の東南部にあった。

經秋八月壬午大閱

㊟齊は大國だったので、（北戎との）戰爭に、諸侯（の大夫）をよんで守備させ、（軍功のあった）鄭の忽をほめた。それで、忽は軍功によって順番をきめてほしいと思っていたから、（魯が、爵位によって順番をきめ、鄭を後にすると）怒って齊に訴えた。魯人はこの事態を懼れたから、臨時に車馬を簡した〔かぞえしらべた〕のである。

㈶注の前半については、下の傳文に「北戎伐齊　齊使乞師于鄭　鄭大子忽帥師救齊　六月大敗戎師　獲其二帥大良少良甲首三百　以獻於齊　於是諸侯之大夫戍齊　齊人饋之餼　使魯爲其班　後鄭　鄭忽以其有功也怒　故有郎之師」とあり、また、十年の傳文に「初北戎病齊　諸侯救之　鄭公子忽有功焉　齊人餼諸侯使魯次之　魯以周班後鄭　鄭人怒　請師於齊　齊人以衞師助之」とあるのを參照。

注の「以非時」については、『周禮』大司馬に「中冬教大閱」とあるのを參照。

注の「簡車馬」については、下の傳文に「秋大閱　簡車馬也」とあるのを參照。なお、公羊の疏に「賈注經云　簡車馬于廟也」とある。

經蔡人殺陳佗

㊟佗は、立ってから年を踰えているのに、爵を稱していないのは、簒立したが、未だ諸侯と會していなかった、からである。傳は、莊公

二十二年にある。

(附)注の前半については、五年の傳文に「文公子佗殺大子免而代之」とあるのを參照。また、隱公四年に「九月衞人殺州吁于濮」とあり、注に「州吁弑君而立　未列於會　故不稱君例在成十六年」とあるのを參照。

注の後半については、莊公二十二年の傳文に「陳厲公　蔡出也　故蔡人殺五父而立之」とあり、注に「五父　陳佗也　殺陳佗　在桓六年」とある。なお、「傳例」の「例」は、校勘記に從って、衍文とみなす。

經九月丁卯子同生

(注)桓公の子の莊公である。十二公のうちで、子同だけが、適夫人の長子であり、大子の禮を完備したから、史官が典策に書いたのである。「大子」と稱していないのは、生まれたばかり（の時）を書いたからである。

(附)注の「桓公子莊公也」については、『太平御覽』卷第一百四十六に「服虔注曰　桓太子莊公同」とあるのを參照。

注の「備用大子之禮」については、下の傳文に「以大子生之禮舉之」とあるのを參照。なお、「備用」は、そなえるの意の連文とみる。

注の「不稱大子者云云」については、『禮記』曾子問「君薨而世子生」の疏に「賈杜注云不稱大子者　書始生」とあるのを參照。

なお、疏に「以其備用正禮　故書其生　未得命　故不言大子也」とある。

經冬紀侯來朝

傳六年春自曹來朝　書曰寔來　不復其國也

(注)（主語がないのは、經の場合と）同じく、五年の冬の傳「淳于公如曹」を（直接）承けているからである。「奔」と言おうとしても、來て朝禮を行なった（から、おかしい）。「朝」と言おうとしても、そのまま去らずに留まった（から、おかしい）。だから、表現を變えて「寔來」と言ったのである。

(附)注の前半については、上の經の注に「不言州公者　承上五年冬經如曹　間無異事　省文從可知」とあるのを參照。
注の最後の「實來」の「實」は、諸本に從って、「寔」に改める。

傳楚武王侵隨

(注)「隨」國は、今の義陽の隨縣である。

(附)『史記』楚世家の〈集解〉に「賈逵曰　隨姬姓也」とある。

傳使薳章求成焉

(注)「薳章」は、楚の大夫である。

傳軍於瑕以待之

(注)「瑕」は、隨地である。

傳隨人使少師董成

(注)「少師」は、隨の大夫である。「董」は、正である〔『爾雅』釋詁〕。

傳鬬伯比言于楚子曰　吾不得志於漢東也　我則使然

(注)「鬬伯比」は、楚の大夫で、令尹の子文の父である。

(附)莊公三十年の傳文に「鬬穀於菟爲令尹」とあり、注に「鬬穀於菟　令尹子文也」とあるのを參照。

傳我張吾三軍而被吾甲兵　以武臨之　彼則懼而協以謀我　故難間也　漢東之國隨爲大　隨張必弃小國

(注)「張」は、自らを尊大にする〔おごりたかぶる〕、ということである。

(附)『詩』大雅〈韓奕〉の毛傳に「張　大」とあるのを參照。
なお、傳文の「協來」の「來」は、校勘記に從って、「以」に改める。

傳小國離　楚之利也　少師侈　請羸師以張之

(注)「羸」は、弱である。

(附)『國語』周語中の韋注に「羸　弱也」とあるのを參照。

傳熊率且比曰　季梁在　何益

(注)「熊率且比」は、楚の大夫である。「季梁」は、隨の賢臣である。

傳 鄧伯比曰　以爲後圖　少師得其君

注 季梁の諫言は一度だけ聽き入れられるにすぎず、隨侯は結局、少師の意見に從うはずである、ということである。だから、「將來のための計畫です」と言っているのである。二年に、蔡侯と鄭伯とが鄧で會し、「始めて楚を懼れた」〔二年傳文〕が、楚子はそれ以後そのまま強大になり、終いには（ここで）中國に抗するまでになった。だから、傳は、その事を詳しく述べて、始終を具備したのである。

附 注の後半については、二年の經「夏四月云云」の注に「始欲平宋之亂　終於受賂　故備書之」とあるのを參照。

傳 王毀軍而納少師

注 伯比の計畫に從ったのである。

傳 少師歸　請追楚師　隨侯將許之

注 楚が（本當に）弱いと信じたのである。

傳 季梁止之曰　天方授楚　楚之羸　其誘我也　君何急焉　臣聞小之能敵大也　小道大淫　所謂道　忠於民而信於神也　上思利民　忠也　祝史正辭　信也

注 「辭を正す」とは、むやみに（言葉をかざって）君の美をほめたたえない、ということである。

傳 今民餒而君逞欲

注 「逞」は、快〔ほしいままにする〕である。

附 成公十三年の傳「穆公是以不克逞志于我」の注及び昭公四年の傳「求逞於人　不可」の注に、同文が見える。なお、『方言』卷二及び三にも、「逞　快也」とある。

傳 祝史矯舉以祭　臣不知其可也

注 （言葉を）いつわって（君の）功德をほめたたえ、鬼神を欺いている。

傳 公曰　吾牲牷肥腯　粢盛豐備　何則不信

注 「牲」は、牛・羊・豕である。「牷」は、（毛が）純色で（體が）完全なものである。「腯」もまた、「肥」である。黍稷〔穀物〕を「粢」といい、器に盛ったのを「盛」という。

附 注の「牲　牛羊豕也」については、下の傳文に「接以大牢」とあり、注に「大牢　牛羊豕

也」とあるのを參照。
注の「牷　純色完全也」については、『周禮』牧人の注に「鄭司農云　牷　純也　玄謂　牷體完具」とあるのを參照。
注の「膴亦肥也」については、疏に「服虔云　牛羊曰肥　豕曰膴」とあるのを參照。
注の「黍稷曰粢　在器曰盛」については、桓公十四年の公羊の何注に、同文がみえる。
傳 對曰　夫民　神之主也
㊟鬼神の情は、民によって動く、ということである。
傳 是以聖王先成民而後致力於神　故奉牲以告曰　博碩肥膴　謂民力之普存也
㊟「博」は、廣である。「碩」は、大である。
㊟『周禮』考工記〈磬氏〉の注及び『儀禮』喪服の注に「博　廣也」とあるのを參照。また、『爾雅』釋詁及び『詩』衞風〈碩人〉の箋に「碩　大也」とあるのを參照。
傳 謂其畜之碩大蕃滋也　謂其不疾瘯蠡也　謂其備膴咸有也
㊟神に「博碩肥膴」と告げたけれども、その内實は、いつも、この四つの意味を兼ね備えていたはずである。（つまり、その意味は）民の力がととのい〔第一〕、そのため、六畜が大きく成長したうえにたくさん繁殖し〔第二〕、皮膚病もなく〔第三〕、全てそろって、かけたものがない〔第四〕、ということである。
㊟注の最後の「兼備而無有所闕」は、意味がはっきりしない。ここでは一應、疏に「種種養畜　羣牲備有也」とあるのに從っておくが、あるいは、五體滿足の意かもしれない〔？〕。
傳 奉盛以告曰　絜粢豐盛　謂其三時不害而民和年豐也
㊟「三時」とは、春・夏・秋である。
傳 奉酒醴以告曰　嘉栗旨酒
㊟「嘉」は、善である。「栗」は、謹敬である。
㊟注の「嘉　善也」は、『爾雅』釋詁の文である。注の「栗　謹敬也」については、文公二年の公羊傳文「練主用栗」の何注に「栗猶戰栗謹敬貌」とあるのを參照。なお、異説として、

『詩』大雅〈生民〉の疏に「服虔云　穀之初熟爲粟」とある。

傳 謂其上下皆有嘉德而無違心也　所謂馨香無讒慝也

注 「馨」とは、芳香が遠くに及ぶことである。

附 僖公五年の傳「黍稷非馨　明德惟馨」の注に、同文がみえる。なお、『説文』に「馨　香之遠聞者」とあるのを參照。

傳 故務其三時　脩其五教

注 (「五教」とは) 父は義に、母は慈に、兄は友に、弟は恭に、子は孝に、ということである。

附 文公十八年の傳文に「舉八元　使布五教于四方　父義　母慈　兄友　弟共　子孝　内平外成」とあるのを參照。

傳 親其九族　以致其禋祀

注 「禋」は、絜敬である。「九族」とは、外祖父・外祖母・從母の子、及び妻の父・妻の母・姑の子・姉妹の子・女子の子、ならびに自分の同族、をいう。(最後のもの以外は) いづれもみな、外親で、服喪關係はあるが、族を異にする者である。

附 注の「禋　絜敬也」については、隱公十一年の傳文「而況能禋祀許乎」の注に「絜齊以享謂之禋」とあるのを參照。なお、『爾雅』釋詁に「禋　敬也」とあるのも參照。

注の「九族云云」については、疏に引く『異義』に「今禮戴尚書歐陽説　九族乃異姓有親屬者　父族四　五屬之内爲一族　父女昆弟適人者　與其子爲一族　己女昆弟適人者　與其子爲一族　己之女子子適人者　與其子爲一族　母族三　母之父姓爲一族　母之母姓爲一族　母女昆弟適人者　與其子爲一族　妻族二　妻之父姓爲一族　妻之母姓爲一族　古尚書説　九族者　從高祖至玄孫　凡九　皆同姓」とあるのを參照。

注の「有服」については、『儀禮』喪服の〈小功五月〉の項に「爲外祖父母」「從母」とあり、〈緦麻三月〉の項に「外孫」「甥」「妻之父母」「姑之子」とあるのを參照。

傳 於是乎民和而神降之福　故動則有成　今民各

有心　而鬼神乏主

㊟民が飢えている、ということである。

傳君雖獨豐　其何福之有　君姑脩政而親兄弟之
　國　庶免於難　隨侯懼而修政　楚不敢伐

傳夏會于成　紀來諮謀齊難也

㊟齊が紀を滅ぼそうとしていたから、相談に來たのである。

㊟五年の傳文に「夏齊侯鄭伯朝於紀　欲以襲之
　紀人知之」とあるのを參照。

傳北戎伐齊　齊使乞師于鄭　鄭大子忽帥師救齊
　六月大敗戎師　獲其二帥大良少良甲首三百
　以獻於齊

㊟「甲首」とは、甲〔よろい〕をきた者の首である。

㊟『漢書』刑法志「功賞相長　五甲首而隸五家」の注に「服虔曰　能得著甲者五人首　使得隸役五家也」とあるのを參照。

傳於是諸侯之大夫戍齊　齊人饋之餼

㊟なまのを「餼」という。

㊟十四年の傳文「曹人致餼」の注に「熟曰饔生曰餼」とあるのを參照。

傳使魯爲其班　後鄭

㊟「班」は、次〔順番〕である。魯が自身で齊からの贈りものの順番をきめたとすれば、魯もまた、大夫に齊を守らせたのである。（それなのに、魯が齊を守ったことが）經に書かれていないのは、おそらく、史官の闕文であろう。

㊟注の「班　次也」については、十年の傳文に「使魯次之」とあるのを參照。また、『儀禮』既夕禮「明日以其班祔」の注に「班　次也」とあるのを參照。

注の「經不書云云」について。襄公五年には「冬戍陳」とあって、魯が守ったことが經にちゃんと書かれている。

傳鄭忽以其有功也　怒　故有郎之師

㊟「郎の師」は、十年にある。

㊟十年に「冬十有二月丙午齊侯衞侯鄭伯來戰于

郎」とある。

傳公之未昏於齊也　齊侯欲以文姜妻鄭大子忽

大子忽辭　人問其故　大子曰　人各有耦　齊大　非吾耦也　詩云　自求多福

㊟「詩」は、大雅の〈文王〉である。福を求めるには、自力でし、人に頼らない、ということである。

傳在我而已　大國何爲　君子曰　善自爲謀

㊟わが身を潔白に保っただけで、國（の内情）にまで考えが及ばなかった、ということである。

㊟十一年の傳文に「鄭昭公之敗北戎也　齊人將妻之　昭公辭　祭仲曰　必取之　君多内寵子無大援　將不立　三公子皆君也　弗從」とあるのを參照。また、『詩』鄭風〈有女同車〉の序に「有女同車　刺忽也　鄭人刺忽之不昏于齊　太子忽嘗有功于齊　齊侯請妻之　齊女賢而不取　卒以無大國之助　至於見逐　故國人刺之」とあるのを參照。

傳及其敗戎師也　齊侯又請妻之

㊟他の女を嫁がせようとしたのである。

傳固辭　人問其故　大子曰　無事於齊　吾猶不敢　今以君命奔齊之急　而受室以歸　是以師昏也　民其謂我何

㊟必ずや民に怪まれる、ということである。

傳遂辭諸鄭伯

㊟父〔鄭伯〕の命にかこつけてことわったのである。（ここは）十一年の「鄭忽出奔衛」のために傳したのである。

傳秋大閱　簡車馬也

傳九月丁卯子同生　以大子生之禮舉之　接以大牢

㊟「大牢」とは、牛・羊・豕である。禮をもって夫人に接するのは、嫡を重んじるからである。

㊟注の前半については、上の注に「牲　牛羊豕也」とあるのを參照。また、桓公八年の公羊傳文「冬曰烝」の何注に「禮　天子諸侯卿大

夫　牛羊豕凡三牲　曰大牢」とあるのを参照。注の後半については、『禮記』内則の疏に「王肅杜預並以爲接待夫人以大牢」とあるのを参照。なお、異説として、『太平御覽』巻第一百四十六に「接者　子初生　接見於父」とある〔服虔注か？〕。

傳 卜士負之　士妻食之

㊟ 禮では、世子が生まれて三日目に、士を卜って子を抱かせ、射人が桑の弓と蓬の矢で天地四方を射、士の妻を卜って乳母にする。

附 『禮記』内則に「三日　卜士負之（中略）射人以桑弧蓬矢六　射天地四方（中略）卜士之妻大夫之妾　使食子」とあるのを参照。なお、疏に「賈逵云　桑者木中之衆　蓬者草中之亂　取其長大統衆而治亂」とある〔これについては、劉文淇『春秋左氏傳舊注疏證』に「本疏引賈注桑者木中之衆云云　而不引禮記文　則辭無所附　賈必引内則文而申釋之　疏見杜注亦引禮文　故略之耳」とあるのを参照〕。

傳 公與文姜宗婦命之

㊟ （禮では）世子が生まれて三箇月たつと、君と夫人が外寢で沐浴し、阼階に立って西を向き、世婦が子を抱いて西階からのぼり、君が命名すると、降る。（「宗婦」とは）おそらく、同宗の婦人であろう。

附 『禮記』内則に「世子生　則君沐浴朝服　夫人亦如之　皆立于阼階西鄉　世婦抱子　升自西階　君名之　乃降」とあるのを参照。なお、注の最後の「蓋同宗之婦」については、莊公二十四年の經「戊寅大夫宗婦覿用幣」及び襄公二年の傳「齊侯使諸姜宗婦來送葬」の注に「宗婦　同姓大夫之婦」とあるのを参照。

傳 公問名於申繻　對曰　名有五　有信有義有象有假有類

㊟ 「申繻」は、魯の大夫である。

附 『史記』魯世家の〈集解〉に「賈逵曰　申繻魯大夫」とあるのを参照。

傳 以名生爲信

㊟ 唐の叔虞や魯の公子友のようなものである。

(附)『論衡』詰術篇に「以生名爲信　若魯公子友生　文在其手曰友也」とあるのを參照。また、閔公二年の傳文に「及生　有文在其手曰友　遂以命之」とあり、昭公元年の傳文に「及生　有文在其手曰虞　遂以命之」とあるのを參照。

傳以德命爲義

(注)文王の名が昌で、武王の名が發であるようなものである。

(附)『論衡』詰術篇に「以德名爲義　若文王爲昌　武王爲發也」とあるのを參照。また、疏に「服虔云　謂若大王度德　命文王曰昌　文王命武王曰發」とあるのを參照。なお、『史記』周本紀に「生昌　有聖瑞　古公曰　我世當有興者　其在昌乎」とあるのも參照。

傳以類命爲象

(注)孔子の頭のかたちが尼丘に似ていたようなものである。

(附)『論衡』詰術篇に「以類名爲像　若孔子名丘也」とあるのを參照。また、『史記』孔子世家に「生而首上圩頂　故因名曰丘云」とあるのを參照。

傳取於物爲假

(注)伯魚が生まれたとき、魚を贈ってくれた人がいたので、それに因んで「鯉」と名づけた、ようなものである。

(附)『孔子家語』本姓解に「魚之生也　魯昭公以鯉魚賜孔子　榮君之貺　故因以名曰鯉」とあるのを參照。

傳取於父爲類

(注)子同が生まれたとき、父と同じ點があった、ようなものである。

(附)『論衡』詰術篇に「取於父爲類　有似類於父也」とあるのを參照。また、下の傳文に「公曰　是其生也　與吾同物　命之曰同」とあり、注に「物　類也　謂同日」とあるのを參照。

傳不以國

(注)國君の子は、本國（の名）を自分の名にはしない。

傳不以官　不以山川　不以隱疾

㊟「隱」は痛であり、「疾」は患である。不祥を避けるのである。

㊝『詩』邶風〈柏舟〉「如有隱憂」の毛傳に「隱痛也」とあるのを參照。また、『國語』晉語五の韋注に「患　疾也」とあるのを參照。ちなみに、成公十三年の傳文「痛心疾首」の注には「疾亦痛也」とある。

なお、異説として、『禮記』曲禮上「不以隱疾」の注に「隱疾　衣中之疾也　謂若黑臀黑肱矣　疾在外者　雖不得言　尚可指摘　此則無時可辟　俗語云　隱疾難爲醫」とある。

傳不以畜牲

㊟「畜牲」は、六畜である。

㊝『周禮』庖人の注に「六畜　六牲也　始養之曰畜　將用之曰牲」とあり、同牧人の注に「六牲　謂牛馬羊豕犬雞」とあるのを參照。また、疏に「鄭衆服虔皆以六畜爲馬牛羊豕犬雞」とあるのを參照。

傳不以器幣

㊟「幣」は、玉帛である。

㊝『周禮』小行人に「合六幣　圭以馬　璋以皮　璧以帛　琮以錦　琥以繡　璜以黼」とあり、同大宰の注に「幣貢　玉馬皮帛也」とあるのを參照。

なお、疏に「服虔以爲　俎豆罍彝犧象之屬皆不可以爲名也」とある。

傳周人以諱事神　名終將諱之

㊟君父の名は、(生前でも)もちろん、臣子が指斥すべきものではないが、禮では、(死後)卒哭がすむと、木鐸を鳴らして、「古いものを捨てて新しいものを諱むように」とふれまわる。"親族關係が盡きた祖を捨てて、死んだばかりの者を諱むように"という意味である。だから、「諱むことによって神につかえる」と言っているのである。「死後には名を諱む」とは、父から高祖に至るまで、いづれもみな、名指しで言わない、ということである。

㊝『禮記』檀弓下に「卒哭而諱　生事畢而鬼事始已　既卒哭　宰夫執木鐸　以命于宮曰　舍故而諱新」とあり、注に「故謂高祖之父當遷

者也」とあるのを参照。

傳故以國則廢名

注國（名）はかえることが出來ないから、（人）名を廢することになる。

傳以官則廢職　以山川則廢主

注山川の名の方を改めることになる。

傳以畜牲則廢祀

注「豬」と名づければ、豬を（牲として）使えなくなり、「羊」と名づければ、羊を使えなくなる。

傳以器幣則廢禮　晉以僖侯廢司徒

注僖侯の名が「司徒」であったため、（「司徒」という官名を）やめて、「中軍」とした。

傳宋以武公廢司空

注武公の名が「司空」であったため、（「司空」という官名を）やめて、「司城」とした。

附『禮記』檀弓下「陽門之介夫死　司城子罕入而哭之哀」の注に「宋以武公諱司空爲司城」とあり、疏に「服虔杜預注傳　皆以爲然」とあるのを参照。

傳先君獻武廢二山

注「二山」とは、具（山）と敖（山）である。魯の獻公の名が「具」で、武公の名が「敖」であったため、（「具」・「敖」という山名を）變更して、その鄉（名）を山名にした。

附『國語』晉語九に「范獻子聘於魯　問具山敖山　魯人以其鄉對　獻子曰　不爲具敖乎　對曰　先君獻武之諱也」とあるのを参照。

傳是以大物不可以命　公曰　是其生也　與吾同物　命之曰同

注「物」は、類である。日が同じということである。

附注の「物　類也」については、昭公九年の傳「事有其物」の注に同文がみえる。また、『國語』晉語六「如草木之産也　各以其物」の韋注にも同文がみえる。なお、上の傳文に「取於父爲類」とあるのを参照。

注の「謂同日」については、『史記』魯世家に「六年夫人生子　與桓公同日　故名曰同」とあるのを参照。

傳冬紀侯來朝　請王命以求成于齊　公告不能

㊟紀は、微弱なため、自力では天子に通交することが出來なかったので、公に（取次を）頼んで王命をたまわろうとしたのだが、公は、王に氣に入られていなかったから、〝出來ない〟とことわったのである。